

福島医発第 393 号 (地)
令和 4 年 5 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「オンライン診療入門～導入の手引き～」の公表について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、かかりつけの患者にオンライン診療を行うことを検討されている先生方を対象に、はじめの一歩としての情報をとりまとめた「オンライン診療入門～導入の手引き～」(以下、手引き)を作成した旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

オンライン診療につきましては、令和 2 年 4 月 10 日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」による時限的特例的な措置の実施、令和 4 年 1 月の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下、「指針」)の改訂、同 4 月の診療報酬改定における初診に係る評価の新設や点数の見直しなど、取り巻く状況が変化しておりますが、日本医師会といたしましては、改訂版の指針においても、「遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。」とした平成 9 年の旧厚生省通知を掲げられており、「オンライン診療は、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、対面診療を補完するもの」であり、オンライン診療は、地域で患者に寄り添うかかりつけ医が、必要に応じて、対面診療と適切に組み合わせて実施するべきものと考えられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページ (https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html) にオンライン診療に関するページが設けられ、本手引き、説明動画、関連情報及び関連リンク等が掲載されている他、同ホームページには、先生方からのご質問を受け付けるフォームが用意されており、寄せられたご質問を元に Q & A ページを順次追加、拡充されていくと共に、ご意見を参考としながら、手引きの内容も更新される予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 283 号(情シ)(地域)
令和 4 年 4 月 22 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
(公 印 省 略)

「オンライン診療入門～導入の手引き～」の公表について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

オンライン診療につきましては、令和 2 年 4 月 10 日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的特例的な取扱について」による時限的特例的な措置の実施、令和 4 年 1 月の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、「指針」）の改訂、同 4 月の診療報酬改定における初診に係る評価の新設や点数の見直しなど、取り巻く状況が変化してきております。

しかしながら、改訂版の指針においても、「遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。」とした平成 9 年の旧厚生省通知を掲げており、日本医師会の「オンライン診療は、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、対面診療を補完するもの」であるとの考えは、いささかも変わっておりません。

日本医師会としては、オンライン診療は、地域で患者さんに寄り添うかかりつけ医が、必要に応じて、対面診療と適切に組み合わせて実施するべきものと考えております。そこで、かかりつけの患者さんにオンライン診療を行うことを検討されている先生方を対象に、はじめの一步としての情報をとりまとめた「オンライン診療入門～導入の手引き～」(以下、手引き)を作成いたしました。

併せて、日本医師会ホームページにオンライン診療に関するページを設け、本手引きの他、説明動画、関連情報、関連リンクなどを掲載しております。

同ホームページには、先生方からのご質問を受け付けるフォームもご用意しており、寄せられたご質問を元に Q&A ページを順次追加、拡充していくと共に、ご意見を参考としながら、手引きの内容も更新していきたいと考えております。

日本医師会ホームページ「オンライン診療について」
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

オンライン診療入門

～導入の手引き～

【第 1 版】

令和 4 年 4 月

公益社団法人 日本医師会

目 次

1. はじめに	1
2. オンライン診療を実施されるすべての先生へ	1
3. オンライン診療を行うためには研修の受講が必須です	2
4. オンライン診療で特に注意しなくてはいけないこと	5
オンライン診療についての同意書（サンプル）	6
オンライン診療の診療計画（サンプル）	7
5. オンライン診療を保険診療で実施される先生へ	8
6. オンライン診療の方法の選択	10
7. オンライン診療に使用する機材	11
8. セキュリティやプライバシーに関する注意点	11
9. 「Google Duo」を使ったオンライン診療の手順	12
10. 診療以外の手順	13

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行下にあって、普段から通院されている、かかりつけの患者さんに、電話再診をされた先生もいらっしゃると思います。

本稿は、電話再診に加え、かかりつけの患者さんに情報通信機器を用いたオンライン診療を行うことを検討されている先生を対象に、はじめの一歩としての情報をとりまとめたものです。オンライン診療を取り巻く状況や、先生方のご意見を元に、適宜、内容を更新してまいります。

本稿についてご不明な点がある場合は、以下の日本医師会ホームページのご質問フォームからお寄せください。お問い合わせの多いご質問について、日本医師会のホームページに順次 Q&A を掲載いたします。

日本医師会ホームページ「オンライン診療について」

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

本稿や説明動画、関連情報、関連リンクなどを掲載し、ご質問フォームをご用意しております。

2. オンライン診療を実施されるすべての先生へ 必須

厚生労働省ホームページに掲載されている

「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）（令和 4 年 1 月一部改訂）」

をお読みください。本稿では、以下、「オンライン指針」と略します。

オンライン指針

検索

厚生労働省「オンライン診療に関するホームページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html

「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）（令和 4 年 1 月一部改訂）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000889114.pdf>

3. オンライン診療を行うためには研修の受講が必須です

オンライン診療を実施するためには、「オンライン診療を行う医師向けの研修」（無料）を受講する必要があります。なお、「電話再診」だけを行う先生は、受講する必要はありません。

研修を受講するためには、お申し込みが必要です。まず、「オンライン診療研修実施概要」のホームページにアクセスしてください。

オンライン診療研修

検索

厚生労働省「オンライン診療研修実施概要」

<https://telemed-training.jp/entry>

同ページの実施概要をご一読いただき、【オンライン診療研修 申込はこちら】ボタンを押していただくと、「オンライン診療研修お申込み」ページに進みます。「お申し込みフォーム」に必要事項をご入力ください。

なお、「医籍登録番号」とその登録日付が必須項目となっていますので、予めご確認・ご用意ください。

必要事項をすべてご入力いただき、【申し込みする】ボタンを押していただくと、入力したメールアドレスに、

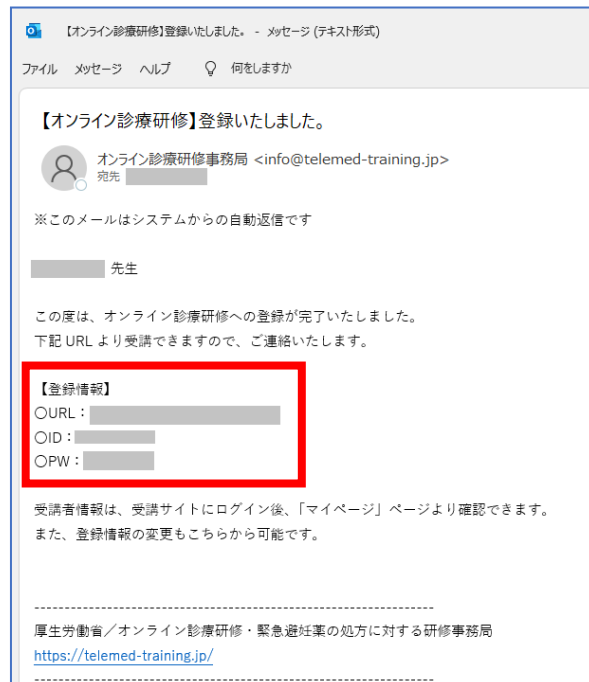
【オンライン診療研修】の申込みがありました

というタイトルの、申込を受け付けた旨のメールが届きます。

その後、研修運営側で医師であることの確認が行われ、2～3日以内に、

【オンライン診療研修】登録いたしました

というタイトルの、登録が完了した旨のメールが届きます。



このメールには先生の登録情報として、

- ・ URL：受講ホームページのアドレス
- ・ ID：受講者に割り当てられる ID
- ・ PW：上記 ID でログイン*するためのパスワード

*アクセス制限のあるシステムやホームページなどを利用するために、ID とパスワードなどによる認証を行ってアクセスすること。

が記載されています。

メールに記載された URL から受講ホームページにアクセスすると、「ID」と「PW」の入力（ログイン）を求められますので、研修を進めて下さい。

<補足>

「【オンライン診療研修】登録いたしました」メールが届かない場合

先生のお名前が厚生労働省の「医師資格等確認検索」システムに登録されていない可能性があります。「医師届出票」が提出されていないと、このシステムに登録されません。

以下の URL でお名前が登録されているかどうかご確認ください。

医師等資格確認検索

検索

厚生労働省「医師等資格確認検索」

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

万一、お名前が見つからなかった場合には、オンライン診療を行うかどうかに関わらず、必ずお近くの保健所にご連絡下さい。

「医師等資格確認検索」ページからリンクされている以下の厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師届出票」ページから、医師届出票をダウンロードいただけます。

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師届出票」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/sanshi_todokede.html

4. オンライン診療で特に注意しなくてはならないこと

本人確認や患者さんのプライバシーの保護など、対面診療で守らなければならないことは、オンライン診療でも守らなければなりません。

この他、対面診療では必要ないものの、オンライン診療で気を付けなければならないことは、「オンライン指針」にも記載してありますが、以下の点です。

- オンライン診療を実施する際は、実施する旨について、医師と患者さんとの間で合意が必要になります。合意を行うに当たっては、患者さんがオンライン診療を希望する旨を明示的に確認することが求められます。
※次ページの同意書および診療計画サンプルを参考にしてください。
- オンライン診療を実施する際は、同じ患者さんであっても、毎回、医師が医学的な観点から実施の可否を判断しなければなりません。オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげなければなりません。
- オンライン診療は、対面診療に比べて得られる患者さんの心身の状態に関する情報が限定されるため、医師は、こうしたオンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、患者さん及びその家族等に対して、オンライン診療の利点やこれにより生ずるおそれのある不利益等について、事前に説明しなければなりません。
- 初診オンライン診療は原則としてかかりつけの患者さんに対してのみ行ってください。医学的情報が十分に把握でき、患者さんの症状と合わせて医師が可能と判断した場合のみ、かかりつけの患者さん以外に対してもオンライン診療を実施できます。

ここでは、もっとも重要な点のみを記載しています。必ず、オンライン指針をご一読下さい。

オンライン診療についての同意書（サンプル）

- ・オンライン診療では、触診等を行うことができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、対面診療を適切に組み合わせる必要があります。
- ・オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。
- ・患者さんには、診察の際に必要な情報提供に積極的に協力いただく必要があります。
- ・医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげることになります。
【医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断する例】
「直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者さんの心身の状態に関する有用な情報が得られない場合」
「急病急変など緊急性が高い症状の場合」
「情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合」
- ・患者さんには、ご自身で保有しているスマートフォンをご利用いただきます。リスク回避のため、セキュリティ対策（使用する OS やアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフト導入など）をご自身で行っていただく必要があります。
- ・オンライン診療中は、医師の許可がない限り、以下の行為は行わないでください。
「第三者のビデオ通話への参加」「ビデオ通話の録音、録画、撮影とそれらのデータの SNS やネット上への掲載など」「チャット機能の利用やファイルの送付」
- ・医師のメールアドレスや携帯番号などの個人情報を、診療に関わりのない第三者に提供してはいけません。
- ・オンライン診療の実施に当たっては、上記の通り、患者さんにも責任が発生し、自己責任で行うことになります。当院に故意または過失がない限り、一切の責任を負いかねます。

〇〇〇〇診療所 院長 〇〇〇〇殿

上記および診療計画の内容に対して同意の上、オンライン診療を希望いたします。

年 月 日

患者氏名 _____ 印

家族・代理人氏名 _____ 印

* ご本人か家族・代理人の欄のどちらかに署名ください。

オンライン診療の診療計画（サンプル）

オンライン診療で行う 具体的な診療内容	【疾病名】 【診療内容】 【予定期間】
オンライン診療と直接 の対面診療、検査の組み 合わせに関する事項	【初診：当院の受診歴がない】 原則、対面診療となります。 【初診：当院の受診歴があるが、過去とは違う症状】 対面診療を行うか、オンライン診療を行うか、医師が 判断いたします。 【再診】 ○カ月に1回オンライン診療を行います。 ただし、○カ月に1回は対面診療が必要です。
診療時間に関する事項	事前予約により定めた時間に医師から発信します。 【予約方法】
オンライン診療の方法 （使用する情報通信機 器等）	患者さん：スマートフォン 医師：パソコン 利用アプリ：例）Google Duo
急病急変時の対応方針	当院での対面診療を基本としますが、当院で対応でき ない場合には、〇〇〇〇病院にご紹介させていただきます。

5. オンライン診療を保険診療で実施される先生へ

オンライン診療料関連について、新型コロナウイルス感染症流行下で、診療報酬上の特例的・時限的な対応（以下、「コロナ特例」）がとられてきましたが、令和4年度の診療報酬改定で見直しが行われ、令和4年4月1日から適用されています（令和4年4月現在、コロナ特例についても継続中です）。

令和4年度の診療報酬の詳細については、以下をご覧ください。

●厚生労働省「令和4年度診療報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

●「令和4年度診療報酬改定の概要」1.個別改定項目について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000905284.pdf>

p.278：①情報通信機器を用いた初診に係る評価の新設

p.282：②情報通信機器を用いた再診に係る評価の新設及びオンライン診療料の廃止

●告示「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000923512.pdf>

p.16：別添1「初・再診料の施設基準等」第1 情報通信機器を用いた診療

p.376-380：基本診療料の施設基準等に係る届出書

p.381-382：様式1「情報通信機器を用いた診療に係る届出書添付書類」

p.383-386：様式1の2「情報通信機器を用いた診療に係る報告書（7月報告）」

●事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000908219.pdf>

※コロナ特例の取扱いと令和4年度診療報酬改定による取扱いの整理

厚生労働省から発出された Q&A や事務連絡については、日本医師会ホームページにも掲載しています。

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

オンライン診療による診療報酬請求を行うためには、地方厚生局に対して以下の通り、「基本診療料の施設基準等」の届出を行う必要があります。

1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

※「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」より抜粋

(1)情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～ウを満たすこと。

ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に該当しており、事後的に確認が可能であること。

イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有すること。

ウ 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応できること。

(2)オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

(1)情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 を用いること。

(2)毎年 7 月において、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について、別添 7 の様式 1 の 2 により届け出ること。

施設基準を満たすためには、「オンライン指針」に沿って診療を行う体制を有する必要があるため、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められているため、対面診療を提供できる体制を有することが要件になっています。

また、オンライン診療を行った医師自身では対応困難な疾患・病態の患者さんや緊急性がある場合については、オンライン診療を行った医師がより適切な医療機関に自ら連絡して紹介することが求められるため、他の医療機関と連携して対応できる体制を有しなければなりません。

6. オンライン診療の方法の選択

オンライン診療は、大きく分けて、「オンライン診療システム」、「通話アプリ」のいずれかを用いて行うことができます(アプリとは、アプリケーション・ソフトウェアの略で、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの情報機器上で動作するソフトウェアをいいます)。

- 「オンライン診療システム」とは、オンライン診療専用で作成されたシステムであり、システムを運営する事業者が包括的なサービスを提供するものをいいます。予約、問診票作成、決済、処方箋作成などのサービスが含まれていますが、導入費用、月額利用料、決済手数料などがかかります。
- 本稿では、オンライン指針における「汎用サービス」を「通話アプリ」と記載しています。「通話アプリ」は、オンライン診療を含む医療の分野に限らず、一般的に広く用いられているビデオ通話ソフトであり、無料または低コストで、かかりつけの患者さんとやり取りをする場合に向いています。ただし、決済サービス等は付いていませんので、窓口負担分は、後日、外来でお支払いいただくか、振り込んでいただく必要があります。代表的な通話アプリとしては、Google Duo (Google 社)、FaceTime (Apple 社)、ZOOM Cloud Meetings (Zoom ビデオコミュニケーションズ社) などが挙げられます。

先生方が普段から使い慣れた通話アプリがあれば、それを使ってオンライン診療を行っていただくことができます。ただし、オンライン指針において対面診療の代替として認められているオンライン診療は、「リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段」を使う必要があるとされています。例えば、LINE (LINE 社) でビデオ通話機能を使わずに、トーク機能(文字や画像のやり取りのチャット機能)のみによる診療は認められないので、注意してください。

なお、通話アプリは医療専用ではないため、何か問題が起きても基本的にはサービスを提供している事業者にご責任を取ってもらうことはできませんので、自己責任となります。安全に使うためには、ご使用になる通話アプリのマニュアルや最新情報を十分に確認され、リスクをきちんと把握した上で、トラブルを避けるためにも、日頃から十分な信頼関係が成立している医師と患者さんの間において、利用することが求められます。

7. オンライン診療に使用する機材

(1)医師

インターネットに接続しているパソコンやスマートフォン、タブレットを使用します。

患者さんの状態を視覚で確認しやすいよう、スマートフォンよりも画面の大きいパソコンやタブレットの使用を推奨します。パソコンにカメラ機能やマイク機能が内蔵されていない場合、外付けのカメラやマイクを用意する必要があります。

(2)患者さん

患者さんが所有するインターネットに接続しているパソコンやスマートフォン、タブレットを使用します。スマートフォン以前のフィーチャーフォン（いわゆるガラケー）は使用できません。

8. セキュリティやプライバシーに関する注意点

(1)セキュリティの確保

オンライン診療に使う機材については、セキュリティ上、院内の情報システムには接続してはいけません。インターネットに接続することになるため、患者さんの個人情報や診療情報などの情報漏洩が起こることがないように、他

の用途には使わないことが望ましいです。

それが難しい場合でも、その機材には洩れてはいけない情報は決して保存しないようにしましょう。

(2) プライバシーの確保

対面診療と違い、医師、患者さんともに、近くに第三者がいるかどうか分かりません。診療時には、同意のない第三者がいないことを確認する必要があります。

併せて、録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認することもあります。

また、通話アプリは、1対1の会話だけではなく、3名以上のビデオ通話も可能です。3人目の参加者が自分のカメラをオフにしていると、参加していることが分からないこともありえます。第三者がオンライン診療に参加することを防ぐために、医師から患者さんにつなげることを徹底することが求められます。

(3) 本人確認

オンライン診療を行う際、原則として、患者さんに姓名を名乗ってもらい、医師と患者さん双方が身分確認書類を提示して、お互いに本人であることを確認することが求められますが、顔を見るだけでお互いに本人だと認識できる関係ができていれば、その限りではありません。

9. 「Google Duo」を使ったオンライン診療の手順

前述のように、オンライン診療は、先生方が使い慣れた通話アプリで行っていただくことができます。

特に使い慣れた通話アプリがない先生方向けの一例として、医師はパソコン、患者さんはスマートフォンを用いて、代表的な通話アプリである「Google Duo」を利用してオンライン診療を行う場合の手順を、別添資料でご用意し

ております。

「Google Duo」の場合、医師のパソコンから患者さんのスマートフォンを呼び出す形で接続することで、「第三者の接続を防ぐこと」と「医師から患者さんにつなげること」を徹底することができます。

別添資料「「Google Duo」によるオンライン診療」をご参照ください。

10. 診療以外の手順

通話アプリを利用する場合、予約や問診、決済、処方箋の発行など、診療以外の患者さんとのやり取りはサポートされませんので、どのような手順・手段で行うか、予め決めておく必要があります。

(1) 文書類の作成

医師は、患者の心身の状態について十分な医学的評価を行った上で、オンライン診療を行うに当たって必要となる医師－患者間のルールについて「診療計画」を定め、明示的に患者さんの合意を得ておく必要があります。

先に例示した「オンライン診療についての同意書」「オンライン診療の診療計画」のサンプルを参考に、準備しておきましょう。

(2) 本人確認方法の決定

普段から通院していて、顔を見るだけで医師も患者さんもお互いに本人だと認識できる関係ができていれば、診療の度に本人確認を行う必要はありません。

顔を見ただけでは認識できない場合には、原則として、

医師については、HPKI カード（医師資格証）や医師免許証の提示による、医師免許を保有していることの確認、

患者さんについては、健康保険証（被保険者証）、マイナンバーカード、運転免許証等の提示による、本人確認

がそれぞれ求められます。

確認が必要な場合は、オンライン診療の際に、画面越しに提示することになりますので、予め患者さんに何を提示するか、患者さんから何を提示してもらうか、決めておきましょう。

(3) 予約方法の決定

予約については、通常の診療と同じく、来院時での口頭や電話、導入していれば、ホームページ上での予約システムなどで行います。

その際に、「オンライン診療についての同意書」「オンライン診療の診療計画」について説明し、同意を得ておきましょう。

また、対面による予約でない場合には、被保険者証のコピーや画像を FAX や電子メールなどで送ってもらい、被保険者情報を確認しておきます。

(4) 支払方法の決定

窓口負担分の支払いについては、通院している患者さんで、次回来院時まで待てるのであれば、その際にお支払いいただくのが最も簡便です。

当面来院予定がないなど、次回まで待つのが難しい場合には、医療機関の銀行口座への振り込みを依頼します。その場合は、領収証と明細書を FAX、電子メール、郵送などにより、無償で患者さんに交付します。

(5) 処方箋・医薬品提供方法の決定

処方箋を発行する場合、患者さんが希望する薬局に FAX で処方箋を送信し、事後に薬局に原本を郵送するのが最も簡便です。

(6) 患者さんの使用環境確認

患者さんに使用いただくスマートフォンなどの通信機器に、オンライン診療で使うアプリケーションを導入してもらう必要があります。

対面による予約の場合は、その場で事務職員の方からアプリケーションの導入を促していただき、その場で通信テストも済ませておきます。

対面による予約でない場合でも、オンライン診療当日までに患者さんと連絡を取り、アプリケーションの導入と通信テストを実施しておくことが望ま

しいです。

(7)問診

通常、診療前に待合室で患者さんに記載していただく問診票については、予約時に聞き取りを行うか、必要に応じて、電子メールや FAX で送信してもらいます。Web 問診を導入している例もあります。

本稿は、オンライン診療を取り巻く状況や、先生方のご意見を元に、適宜、内容を更新してまいります。下記のホームページをご参照ください。

日本医師会ホームページ「オンライン診療について」

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

ご意見やご質問につきましては、上記ホームページからお寄せください。

お問い合わせの多いご質問について、順次 Q&A を掲載いたします。

「Google Duo」によるオンライン診療

【第1版】令和4年4月

1. はじめに

本手順は、無料かつ簡単に導入することができるビデオ通話アプリである「Google Duo」（Google 社）を利用してオンライン診療を実施するための手順をわかりやすく、なるべく簡潔に示したものです。

2. 本手順で医師が使用するパソコンについて

患者さんを見るためのモニターに加え、

- ・カメラ（自分の顔を相手に見せるために必要です）
- ・マイク（通話先の相手に自分の音声を伝えるために必要です）
- ・スピーカー（通話先の相手の音声を聞くために必要です）

が内蔵されているパソコンをご用意ください。

これらが内蔵されていないパソコンの場合、外付けのカメラやマイクを別に用意する必要があります。

オンライン診療に使うパソコンについては、セキュリティ上、院内の情報システムには接続してはいけません。インターネットに接続することになるため、患者さんの個人情報や診療情報などの情報漏洩が起こることがないよう、他の用途には使わないことが望ましいです。

それが難しい場合でも、そのパソコンには洩れてはいけない情報は決して保存しないようにしましょう。

3. Google アカウントの準備

パソコンで Google Duo を利用するには Google アカウント*が必要です。

(*登録することで、Google 社が提供する電子メール (Gmail) などのサービスをパソコンやスマートフォンで利用できるようになるものです。登録は無料です。)

ご利用される Google アカウントのメールアドレスはオンライン診療を行った患者さんに表示されますので、患者さんに知られても問題のない Google アカウントをご利用ください。

以下、Google アカウントの作成手順をご紹介しますが、難しいようでしたら、「①Google Duo を利用するための事前準備」の動画も参考にしてください。なお、一度作成すれば、次回からは不要です。

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

↑動画はこちら。本稿を PDF でご覧の場合は、文字列を押すとアクセスできます。「セキュリティ警告」という小窓が表示された場合は、「許可」を押してください。

(1) Google アカウント作成ページにアクセスしてください。

[https://accounts.google.com/signin/v2/identifier?flowName=GlifWebSignIn
In&flowEntry=ServiceLogin](https://accounts.google.com/signin/v2/identifier?flowName=GlifWebSignIn&flowEntry=ServiceLogin)

↑本稿を PDF でご覧の場合は、文字列を押すとアクセスできます。「セキュリティ警告」という小窓が表示された場合は、「許可」を押してください。

(2) これまで Google アカウントを一度も作成したことがない場合は、(5)の画面が表示されますので、そちらにお進みください。

すでに Google アカウントをお使いの場合は、自動的にログイン*して、このような画面が表示されることがあります。

(*アクセス制限のあるシステムやホームページなどを利用するために、ID とパスワードなどによる認証を行ってアクセスすることです。反対語はログアウトになります。)



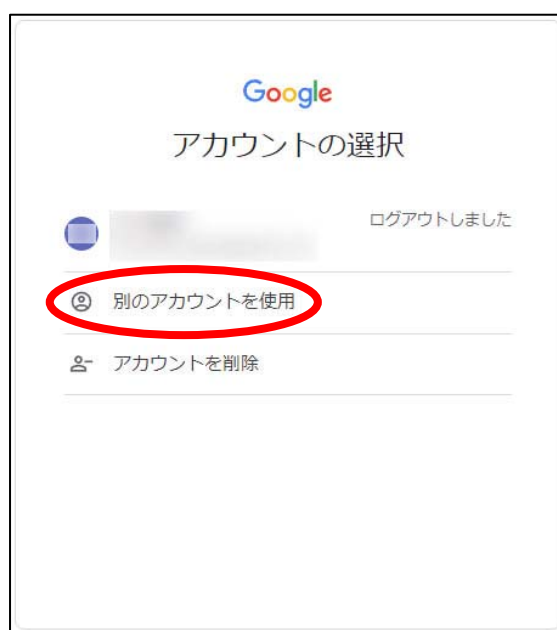
この Google アカウントをオンライン診療に使う（患者さんに知られても構わない）場合は、(10)に進んでください。

別の Google アカウントを作成する場合は、右上にある名前のアイコン（赤丸で囲った部分）を押してください。

(3) 名前のアイコンの下に小窓が表示されますので、「ログアウト」を押してください。



(4) ログアウト後に、「アカウントの選択」画面が表示された場合は、「別のアカウントを使用」を押してください。



(5) 「ログイン」画面が表示されたら、「アカウントを作成」を押してください。



The image shows the Google login page. At the top is the Google logo, followed by the text 'ログイン' (Login) and 'お客様の Google アカウントを使用' (Use your Google Account). Below this is a text input field labeled 'メールアドレスまたは電話番号' (Email address or phone number). Under the input field is a link 'メールアドレスを忘れた場合' (If you forgot your email address). Further down is a paragraph: 'ご自分のパソコンでない場合は、ゲストモードを使用して非公開でログインしてください。' (If it's not your own PC, use Guest mode to log in privately.) followed by a link '詳細' (Details). At the bottom left, the button 'アカウントを作成' (Create account) is circled in red. To its right is a blue button labeled '次へ' (Next).

(6) 「アカウントを作成」の下に選択肢が表示されますので、「自分用」または「ビジネスの管理用」を押してください。



This image shows the same Google login page as before, but with the 'アカウントを作成' button clicked. A dropdown menu is now visible, containing three options: '自分用' (For me), '子供用' (For child), and 'ビジネスの管理用' (For business management). Both '自分用' and 'ビジネスの管理用' are circled in red. The background of the page is slightly faded, showing the same text and links as in the previous image.

(7) 「Google アカウントの作成」画面が表示されます。

The screenshot shows the Google Account creation interface. At the top is the Google logo and the title "Google アカウントの作成". The form fields are annotated with red circles and numbers: ① for the "姓" (Surname) field, ② for the "名" (Name) field, ③ for the "ユーザー名" (Username) field, ④ for the "パスワード" (Password) field, and ⑤ for the "確認" (Confirm) field. The "ユーザー名" field is pre-filled with "@gmail.com" and includes a link "代わりに現在のメールアドレスを使用". Below the password fields is a checkbox "パスワードを表示します". At the bottom left is a link "代わりにログイン" and at the bottom right is a blue button labeled "次へ" (Next), which is circled in red. To the right of the form is an illustration of a blue shield with a person icon and a laptop showing various Google services. Text next to the illustration says "1つのアカウントで Google のすべてのサービスをご利用いただけます。"

①「姓」に先生の苗字を、②「名」に先生の名前を入力してください。

「姓」「名」を入力すると、③「ユーザー名」が自動的に入力された状態になる（＝Google が未使用のユーザー名を提案してくる）ことがあります。それをそのまま使ってもいいですし、ご自分で好きなユーザー名を設定することもできます。ご自分でユーザー名を設定する場合、半角英字、数字、ピリオドで任意の文字列を入力できますが、既に誰かが使っているユーザー名は使えません。使えない場合は、他のユーザー名を入力するようメッセージが表示されます。

④「パスワード」には、先生の任意の文字列を入力してください（半角英字、数字、記号を組み合わせ、8文字以上）。他で使っているパスワードを使いまわさないようにしてください。

⑤「確認」には、④と同じパスワードをもう一度入力してください。

入力した「ユーザー名」と「パスワード」は、忘れないようメモした上で、「次へ」を押してください。

(8) 「Google へようこそ」という画面が表示されますので、生年月日と性別を入力して、「次へ」を押してください。

(9) 「プライバシーポリシーと利用規約」が表示されますので、最後まで読んで「同意する」を押してください。



(10) これで Google アカウントの準備は完了です。



4. ビデオ通話実施手順

Google アカウントが準備できましたら、Google Duo によるビデオ通話を実施できます。以下、ビデオ通話の実施手順をご紹介しますが、難しいようでしたら、「②ビデオ通話実施手順」の動画も参考にしてください。

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html

↑動画はこちら。本稿をPDFでご覧の場合は、文字列を押すとアクセスできます。「セキュリティ警告」という小窓が表示された場合は、「許可」を押してください。

(1) Google Duo にアクセスしてください。

<https://duo.google.com/>

↑本稿をPDFでご覧の場合は、文字列を押すとアクセスできます。「セキュリティ警告」という小窓が表示された場合は、「許可」を押してください。

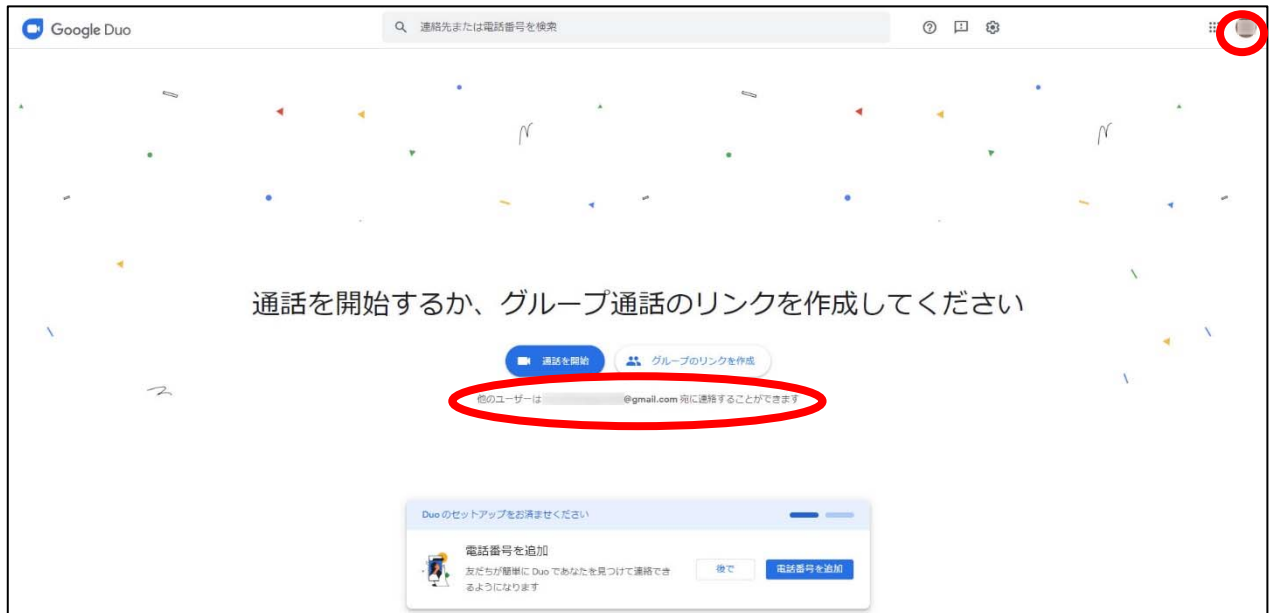
(2) 下のような画面が表示された場合、1 枚目で「次へ」を押して、2 枚目で「閉じる」を押してください。

< 1 枚目の画面 >

< 2 枚目の画面 >



(3) Google アカウントでログインしている状態だと、このような画面が表示されます。ログインしていない場合、(5)の画面が表示されますので、そちらに進んでください。



画面下部に表示されている「Duo のセットアップをお済ませください」という小窓は、そのままだとも問題ありませんが、邪魔でしたら「後で」を押すと表示を消せます。

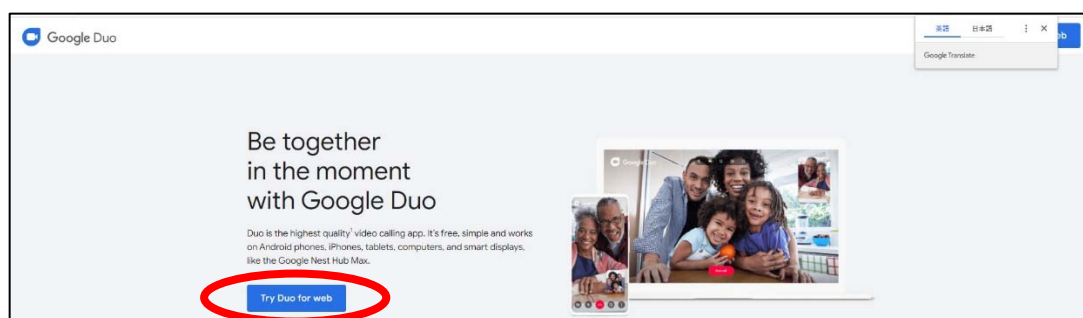
「通話を開始」の下に表示されているのが、「3. Google アカウントの準備」で用意したオンライン診療用の Google アカウントのメールアドレスであれば、(9)に進んでください。

オンライン診療用の Google アカウントのメールアドレスではない場合は、右上にある名前のアイコン（赤丸で囲った部分）を押してください。

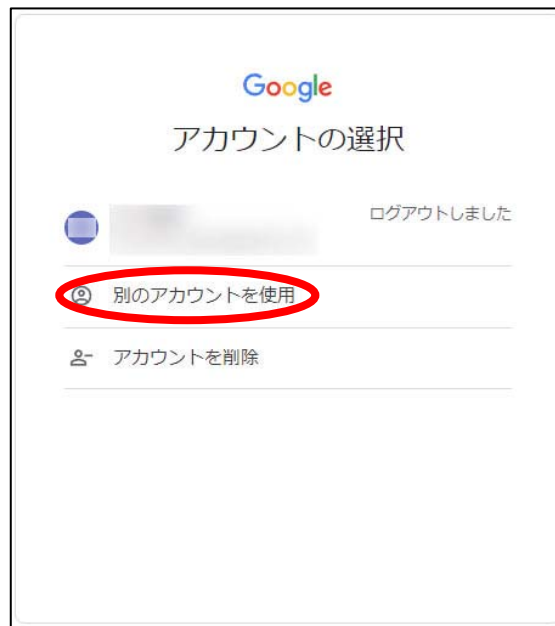
(4) 名前のアイコンの下に小窓が表示されますので、「ログアウト」を押してください。



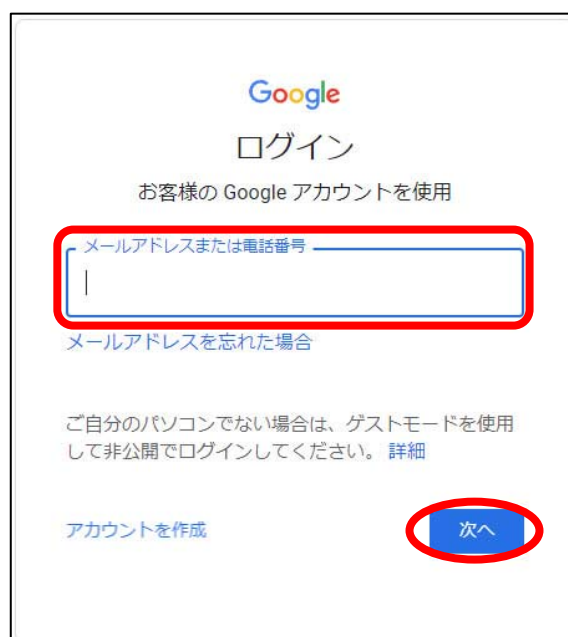
(5) 表示されたページの「Try Duo for web」（日本語ページの場合は、同じ場所にある「Duo for web をお試しください」など）を押してください。



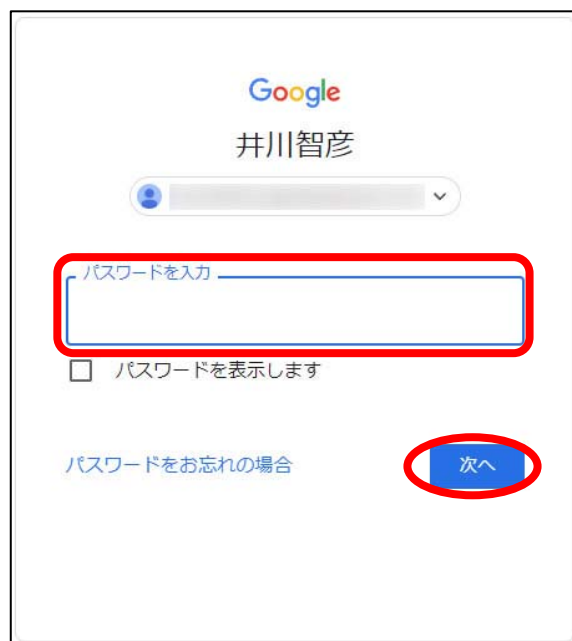
(6) 「アカウントの選択」画面が表示された場合は、「別のアカウントを使用」を押してください。



(7) 「ログイン」画面が表示されたら、「3. Google アカウントの準備」で用意したオンライン診療用の Google アカウントのメールアドレスを入力して、「次へ」を押してください。



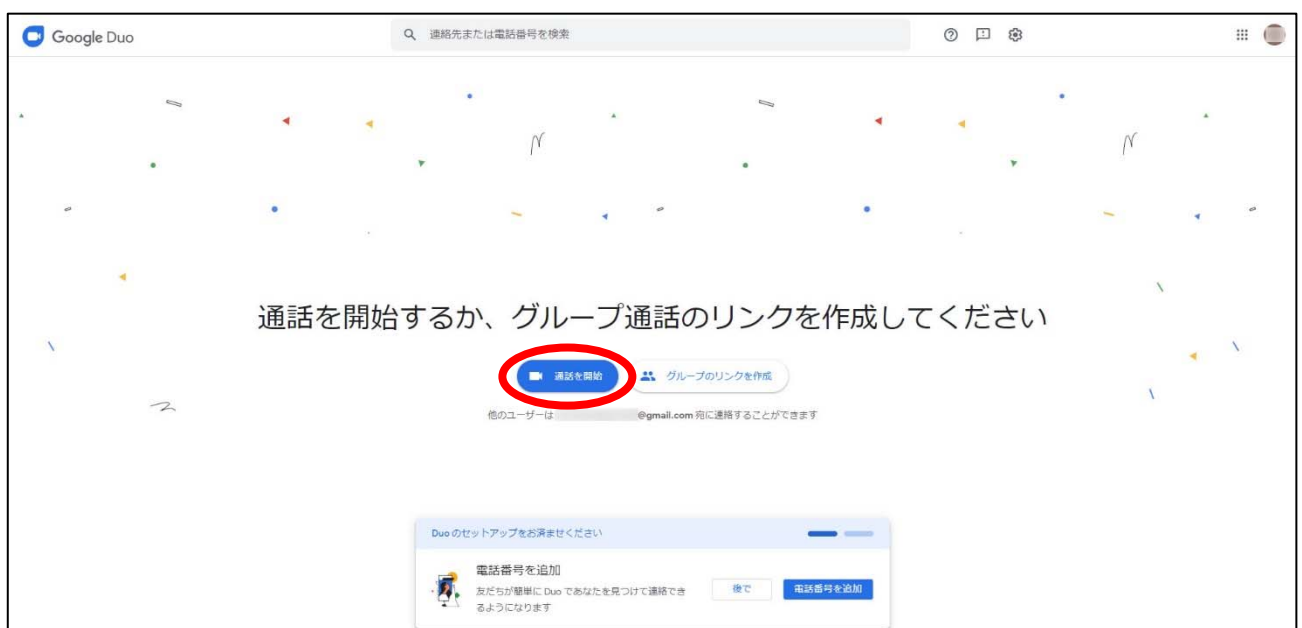
(8) パスワードを入力して、「次へ」を押してください。



The image shows the Google Duo login interface. At the top is the Google logo and the name '井川智彦' (Ikeda Tomohiko). Below the name is a dropdown menu. A red rectangle highlights the password input field with the placeholder text 'パスワードを入力' (Enter password). Below the field is a checkbox labeled 'パスワードを表示します' (Show password). At the bottom right, a blue button labeled '次へ' (Next) is circled in red. To the left of the button is a link that says 'パスワードをお忘れの場合' (If you forgot your password).

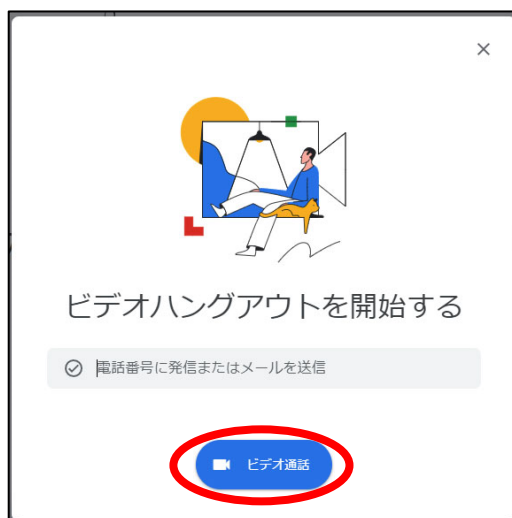
(9) 「通話を開始」を押してください。

画面下部に表示されている「Duo のセットアップをお済ませください」は、そのままでも問題ありませんが、邪魔でしたら「後で」を押すと表示を消せます。



(10) 「ビデオハングアウトを開始する」画面が表示されますので、患者さんの Google Duo の電話番号を入力し、「ビデオ通話」を押してください。

※「5. 患者さんの準備」(p.16～) も併せてご参照ください。



(11) マイクとカメラを使用許可するために、「許可」を押してください。



(12) 患者さんの Google Duo を呼び出し中の画面です。



(13) 通話中は、画面中央に患者さん（相手）の映像、画面右上に先生（自身）の映像が映ります。



画面左上の Google Duo のロゴと、中央上の 5 つのアイコンは、普段は消えています。画面上の矢印（カーソル）を動かすと表示されます。

5 つのアイコンは、左から

- ・自分のマイクのオン／オフ切り替え（オン：、オフ：）
- ・自分のカメラのオン／オフ切り替え（オン：、オフ：）
- ・自分のカメラの縦横切り替え
- ・全画面モードの切り替え
- ・複数のカメラやマイクがある場合の切り替え

になります。

画面中央下の「通話を終了」を押すと、ビデオ通話が終了します。

5. 患者さんの準備

患者さんには、ご自身のスマートフォンをお使いいただくこととなります。スマートフォンに Google Duo を準備いただくことと、Google Duo に登録した電話番号を、予約時に医師に伝えていただく必要があります。

【iPhone の場合】

(1) App Store で「Google Duo」を検索し、「入手」を押して、インストールしてください。



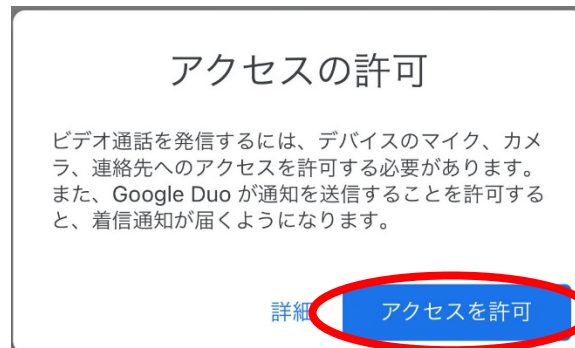
(2) インストールすると、ホーム画面に「Google Duo」のアイコンが表示されるようになります。



(3) 「Google Duo」を立ち上げると、利用規約とプライバシーポリシーへの同意を求められますので、「同意する」を押してください。



(4) 続いてカメラ、マイク、連絡先へのアクセスと、通知の送信の許可をそれぞれ求められますので、「アクセスを許可」や「OK」、「許可」を押してください。



(5) 「番号を確認」画面が表示されたら、そのスマートフォンの電話番号を入力し、「次へ」を押してください。

※医師はこの電話番号にビデオ通話を発信することになります。

番号を確認

ビデオ通話には電話番号が使用されます。

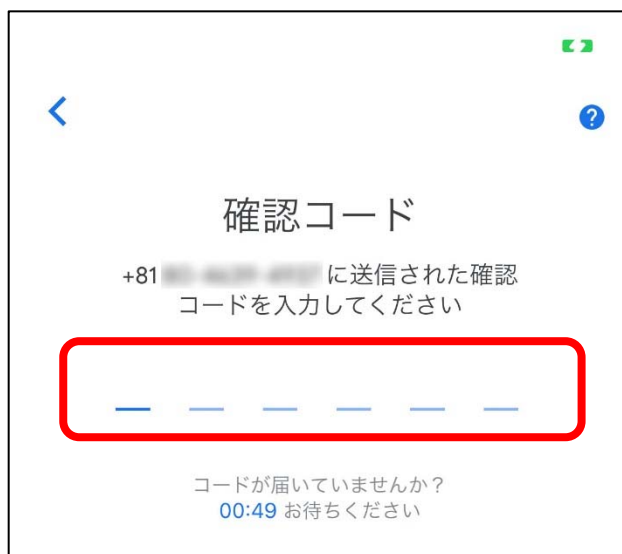
日本 (+81)

あなたの電話番号を知っている人が、さまざまな Google サービスを通じてあなたに連絡できるようになります。Duo からは SMS メッセージが 1 度だけ届きます。これには携帯通信会社の料金がかかる場合があります。

次へ

1	2 ABC	3 DEF
4 GHI	5 JKL	6 MNO
7 PQRS	8 TUV	9 WXYZ
0		⌫

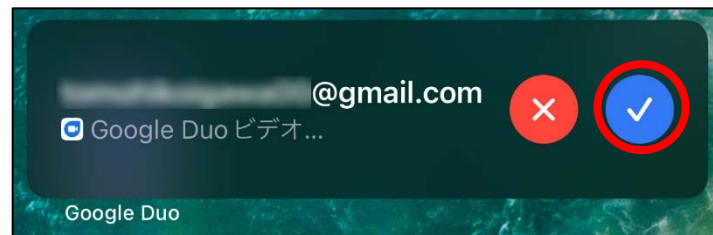
(6) スマートフォンに SMS（ショートメッセージサービス）で届いた確認コードを入力してください。



(7) これで準備は完了です。

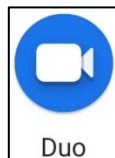


(8) オンライン診療を受診する際は、医師からビデオ通話の着信が通知されますので、「✓」を押して通話を開始してください。



【Android の場合】

(1) 基本的に、Android のスマートフォンには、「Google Duo」はインストール済みになっています。下掲のアイコンがない場合は、Play ストアで「Google Duo」を検索し、「インストール」を押して、インストールしてください。



(2) 「Google Duo」を立ち上げると、利用規約とプライバシーポリシーへの同意や各種の許可、電話番号の確認などを求められます。iPhone と同様の内容ですので、【iPhone の場合】の(3)以降を参考に、設定を進めてください。

(3) オンライン診療を受診する際は、医師からビデオ通話の着信が通知されますので、「応答」を押して通話を開始してください。

